

前回ヒアリング事業者に対する 追加質問回答

2 ページ	一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO 委員会
3 ページ	日本通信株式会社
9 ページ	HIS Mobile 株式会社
12 ページ	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
13 ページ	株式会社 NTT ドコモ
16 ページ	KDDI 株式会社
18 ページ	ソフトバンク株式会社
19 ページ	楽天モバイル株式会社
20 ページ	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

質問内容	回答
<p>①今回のヒアリングで説明があった、MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けることにより実現可能となる新たなサービスについて、諸外国で類似のサービスを提供している例はあるか。もしもない場合、今回実現するサービスは、我が国発のサービスとして、我が国の国際競争力強化に役立つと考えるか。</p>	<p>当委員会のプレゼンテーションで例示いたしましたMVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けることにより実現可能となる新たなサービスについては、当委員会加盟のMVNOから出てきたアイデアであり、諸外国でのサービス提供状況は確認できておりませんが、直接指定を受けた電話番号を活用することで、音声フルMVNOにおいては様々な付加価値ある独自サービスの提供が可能になると考えますので、国際競争力に資するサービスの創出の可能性もあるものと考えます。</p>
<p>②音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けてサービスを提供する場合のサービスエリアはどうなるのか。全国をカバーできるのか。できるならば、どのような手段によってか。</p>	<p>MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けてサービス提供する場合、MVNOのIMS等とMNOのコアネットワークを接続し、MNOの無線基地局ネットワークを利用させていただくことが前提となりますので、MVNOが接続するMNOと同一のサービスエリア、すなわち全国がサービスエリアになると考えております。</p>

2021年6月18日
日本通信株式会社

追加質問への回答

①今回のヒアリングで説明があった、MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けることにより実現可能となる新たなサービスについて、諸外国で類似のサービスを提供している例はあるか。もしもない場合、今回実現するサービスは、我が国発のサービスとして、我が国の国際競争力強化に役立つと考えるか。

今回のヒアリングでご説明させて頂いたサービスについては、いくつかのサービス類似例等（次頁以降参照）も見受けられるものの、IMSを活用した付加価値サービス等、先進的な取組みについては、海外MVNOによる開始初期段階、または特許を取得しているという段階にあります。従って、それらサービスが市場に浸透し、普及したと呼べる段階には至っておらず、市場の発展としては未だ初期段階にあります。

現在1,400社を超えるMVNO事業者を有する日本は、こういった新たな付加価値サービスの展開を早急に推し進めることで、国際競争力を強化することは十分可能であるものと思料します。

また、特に日本は、高齢化という点では世界でも最先端です。高齢者のスマートフォンの利用という点では課題がありますが、「携帯電話で通話する」という行為自体は、高齢者であってもほぼ全ての国民が日常で利用してきたという歴史もあり、携帯電話の持つ音声通話機能を活用した付加価値サービスは、特に高齢者向けのサービスとしても有益です。

これから高齢化を迎える諸外国での市場獲得に大きく役立つ日本発のサービスの創出も可能であり、日本企業が、日本での実績をもって海外展開をする・海外のライセンスを取得するといった事例が数多く現れることも期待されます。

したがって、日本において音声通話機能を活用した付加価値サービスを開発・提供することで、ノウハウ及び技術を蓄積し、海外展開することも可能になるという点で、MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けることにより実現可能となる新たなサービスについて、我が国の国際競争力強化に役立つと考えます。

ご参照：海外におけるサービスの類似例等について

今回のヒアリングでご説明させていただいたサービス（以下、「音声付加価値サービス」といいます）については、音声伝送携帯電話番号を MVNO 企業が取得することが前提となっております。したがって音声付加価値サービスの海外における展開を論ずる前に、海外では MVNO に対して音声伝送携帯電話番号がどのように指定されているのかについて述べさせていただきたいと思えます。

(1)海外 MVNO の番号取得の状況について

海外、特に欧州では、様々な MVNO 企業に対して National Numbering Plan の下で独自電話番号が指定されており、指定を受けた MVNO は独自の企業戦略を取ることが可能となっております。これら海外 MVNO の具体的な事業展開（音声以外のサービスを含む）に関しては、以下のような事例が挙げられます。

- ① Virgin Mobile (英)、Lycamobile (英)
イギリス国内および海外で消費者向け並びに企業向けの接続サービスを提供しています。
- ② Cubic Telecom (アイルランド)
Cubic Telecom 社は、アイルランド国内外で IoT ソリューションを提供しており、MVNO として Audi のテレマティクスをはじめとするコネクテッドカーサービスへの接続をグローバルに提供しています。
- ③ Euro-Information Telecoms (仏)
Euro-Information Telecoms 社は、NRJ ブランドでサービスを提供していた MVNO で、Credit Mutuel Mobile (フランスの銀行) におけるサービス提供の実績もあります。

こうした海外 MVNO 事業者は積極的にサービス展開を推進しているだけでなく、その加入者数を見ても、通信業界をけん引する立ち位置をとりつつあり、海外 MVNO 業界の発展が見取れます。例えば、Virgin Mobile (英) においては 300 万人以上の加入者がおり、EI-Telecom (仏) は、2021 年初めに Bouyges Telecom (フランスの MNO) に買収された際の加入者数は、200 万人超となりました。また、Lycamobile (英) は、約 20 カ国で MVNO として運営されており、あわせて 1,600 万人以上の加入者がおります。

(2)音声付加価値サービス概要

当社が 2021 年 6 月 9 日の情報通信審議会における事業者ヒアリングでご説明・ご提示させていただいた音声付加価値サービスは、以下①～⑤の通りです。

- ①ローカル 4G/5G エリア向け音声付加価値サービス
- ②IMS 基盤と AI エンジン連携することによる障害者向けサービス
- ③声紋認証を利用したサービス
- ④RCS (Rich communication service) 関連サービス

⑤RPA（Robotic Processing Automation）関連サービス

これらのサービスは、いずれも今日もしくは将来の社会インフラに関与する可能性が高いものであり、各国において程度の差はあるものの、強い関心を集めております。音声伝送携帯電話番号そのものが社会生活上での個別認識番号としての役割を担う局面が増えつつあることから、音声伝送携帯電話番号を活用したサービス展開には、広範な成長機会と、社会への貢献が期待されております。

こうしたサービスの展開における特殊性としては、既存サービスを進化させるアプローチがとられていることが挙げられます。例えば、①のローカル4G/5Gにおいては、閉域から広域への進化やネットワークセグメントを横断的にカバーする形態など、進化型のサービス構成が期待されております。

つまりは、社会に根差したサービスが次の技術発展を加速する流れの源となる考え方が海外市場では見て取れます。

もう一つの特殊性としては、技術上のコンバージェンスが音声伝送携帯電話番号を基軸として推進されていることが挙げられます。この点においては、事業体として機動性が高いMVNOにこうしたサービスの推進に対する期待が寄せられており、程度の差はあるものの、MVNOがセグメントリーダーとしての地位を獲得しつつある事例もいくつか出現しています。

(3)海外類似例等の個別サービスの状況について

①ローカル4G/5Gエリア向け音声付加価値サービス

当社米国子会社であるJCI USにおいては、日本におけるローカル5Gにあたる米国CBRS（Citizens Broadband Radio Service）に関連する事業として、自社CBRS網とMNO網とのスイッチングが可能な「ハイブリッドSIM」の提供を2018年6月から開始しております。具体的には、デンバーのショッピングモールでの運用が実施され、ショッピングモール内の通信はCBRSネットワークを利用し、モール外の通信はMNO網を利用する形態となります。この事例は、様々なICT機器がデジタル化し、IP化する中、できる限りありとあらゆるネットワーク資源をシームレスに活用可能という点で高く評価され、数社が同様のビジネスモデルの本格展開を検討中しております。

JCI USとしては、一つの音声電話番号によって、CBRSエリア内外における発着信を可能とするサービスの提供を目指しております。具体的には、2021年3月より、JCI USにおいてNorth American Numbering Plan Administrator: NANPAへの音声電話番号の申請が可能となっております。現在、MNO各社と2021年10月～12月を目途に音声相互接続が可能となるように準備しており、そのタイミングに合わせ、音声電話番号の指定を受ける予定です。

②IMS基盤とAIエンジンを連携することによる障害者向けサービス

IMS 基盤と AI エンジン連携することによる障害者向けサービスは海外においてもごくわずかであると認識しております。AI を活用したサービスの一例としては、Virgin Mobile (英) が提供する Seeing AI App があります。なお、同社は The Video Relay Service (VRS) app によって、日本における「電話リレーサービス」と同様の仕組みを提供しているなど、障害者向けのサービス等も提供しております。

なお、自社 IMS 基盤を活用したサービスという観点では、様々な形態がありますが、既に海外展開されている主要なものとしては以下のものが挙げられます。

a)国際音声ローミングサービス

NRJ mobile (仏)、Virgin Mobile (英)、Lycamobile (英)、Vectone Mobile (英)、Annatel (イスラエル)、Red One(シンガポール)など様々な MVNO 事業者が実際にサービスを上市しており、欧州を中心に浸透率を高めつつあります。これは、欧州の地理的要件が作用しているとの見方もあるが、今後のグローバル化の進展に伴い、ますます加速するサービスと想定されます。

IMS 活用により、付加価値サービスの提供が容易になるため、単なるローミングにとどまらず、音声の自動翻訳のような派生サービスの実現も視野に入ります。

b)音声プリペイドサービス

音声プリペイドサービスのニーズに対しては、NRJ mobile (仏)、Virgin Mobile (英)、Lycamobile (英)、Vectone Mobile (英)、Annatel (イスラエル)、など、様々な MVNO 事業者がすでに事業展開を行っております。上記同様、欧州を中心とした展開が色濃いですが、他地域においても着実なニーズが見込まれ、独自 IMS 保有により事業展開の加速は十分見込まれる状況となります。

③声紋認証を利用したサービス

声紋認証を利用したサービスの代表例としては、決済や銀行振込等の金融サービス利用時の声紋認証サービスが挙げられます。これらに関連する海外事業者の動きとしては、Capital One (米国の金融機関) において、販売時点での音声バイオメトリック決済認証システム／プロセスに関する特許申請がなされたこと、BBVA (時価総額 400 億ドルのアルゼンチンの銀行グループ) が、音声認証が決済分野において顔認証や指紋認証による生体認証の重要性を自社 Web ページで公表していること、Sensory (英) が AI ベースの声紋認証プラットフォームを提供し、決済関連技術に統合している (富士通やみずほ銀行とも提携しています) ことなどが挙げられます。

④RCS (Rich communication service) 関連サービス

RCS サービスの国内の代表例としては、NTT ドコモ、au、ソフトバンク各社が 2018 年 5 月 9 日にサービスを開始した「+メッセージ」が挙げられます。また、海外においても、Google が RCS に係る標準プロファイルを提供することで携帯キャリアに関係な

く RCS 関連サービスを利用可能となるアプリを提供するなど、RCS サービスの注目度の高さがうかがえます。

⑤RPA（Robotic Processing Automation）関連サービス

RPA については、海外で MVNO が積極的に参入したという事例は見られない、という認識です。ただし、海外においては一定程度の規模を有する企業等が積極的に自社内に RPA を導入する動きを見せており、今後、より機動力の高い MVNO が本分野に参入することは十分に考えられます。また、国内においても MNO 各社がすでに事業化及びサービス展開を進めている事例がいくつも見受けられるため、国内 MVNO による本セグメントへの参入及び事業展開もまた十分に予見されるものと理解しております。

②音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けてサービスを提供する場合のサービスエリアはどうなるのか。全国をカバーできるのか。できるならば、どのような手段によってか。

当社は、以下の2つの接続形態による音声伝送役務サービスの提供を目指しております。

- (1) 携帯キャリア（MNO）網に接続する形態
- (2) ローカルエリア網に接続する形態

これら2つの形態における音声伝送役務のサービスエリアは以下のようになります。

(1) 携帯キャリア網と接続する形態

携帯キャリア（ドコモ、au、ソフトバンク等のMNO）網と接続した場合、携帯キャリアが展開する全国網を利用してサービス網を提供するため、携帯キャリアと同一の全国をカバーしたサービスエリアとなります。

(2) ローカルエリア網に接続する形態

ローカル4G/5Gサービスにおいて、ローカル基地局が展開するローカル網を利用する場合、ローカル基地局のエリア内がサービスエリアとなります。

なお、当社においては、上記(1)、(2)の形態を組み合わせ、一つの音声伝送携帯電話番号によって、ローカルエリア内においてはローカル網における発着信を、それ以外のエリアでは携帯キャリア網における発着信を可能とするサービスの提供を目指しております。

HIS Mobile 株式会社

追加質問①へのご回答

①今回のヒアリングで説明があった、MVNO が音声伝送携帯電話番号（070 番号等）の指定を受けることにより実現可能となる新たなサービスについて、諸外国で類似のサービスを提供している例はあるか。もしもない場合、今回実現するサービスは、我が国発のサービスとして、我が国の国際競争力強化に役立つと考えるか。

2021 年 6 月 9 日の情報通信審議会における事業者ヒアリングでご説明・ご提示させていただいたサービスは、以下の通りです。下記サービスのうち、海外の類似サービスが確認できた事例等について、別紙「海外等のサービス状況について」に記載しております。

A：訪日旅行者・海外旅行者向けサービス

- ① 1 つの SIM による、国内外を問わず利用可能な音声通信サービスの実現が可能
- ② 音声プリペイドサービスの実現が可能
- ③ 世界中いつでもどこでもサービス利用開始可能な音声通信サービスの実現が可能
- ④ ハウステンボス内の音声通信環境の充実化が可能

B：訪日外国人（実習生・ビジネス渡航者）向けサービス

- ① 短期滞在者向けの音声通信サービスの充実化が可能
- ② 空港での本人確認・SIM 受渡しを実施する仕組みの構築が可能
- ③ 携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認によって、他の多種多様なサービス KYC で連携することが可能
- ④ 訪日外国人の銀行契約・住宅契約の簡易化が可能

C：先進技術・IoT 関連サービス

- ① 音声通話の自動翻訳サービスの実現が可能。
- ② IoT デバイスからの音声発信を活用した仕組みの構築が可能
- ③ 音声認識による装置等の遠隔操作の仕組みの構築が可能。

A-①に関する国際音声サービスや、A-②に関する音声プリペイドサービス等、すでに海外では一般的であるサービスも多く見受けられます。一方で、B-②に関する空港での本人確認や C-③に関する音声認識による遠隔操作など、海外での類似例が少ないサービスもございました。

海外での類似例が少ないサービスの実現を含めて、これらのサービスの実現は、我が国発のサービスとして、我が国の国際競争力強化に役立つと考えられます。なお、国際競争力という観点では、まずはグローバルスタンダードとなっている・なりつつあるサービスを MVNO 事業者でも独自に展開可能となる市場環境の醸成が業界の必須要件となります。したがって、今回の音声伝送携帯電話番

号の MVNO への付与に係る議論は、国際競争力を高める市場環境醸成のために貢献するものと考えます。

追加質問②へのご回答

②音声伝送携帯電話番号（070 番号等）の指定を受けてサービスを提供する場合のサービスエリアはどうなるのか。全国をカバーできるのか。できるならば、どのような手段によってか。

音声伝送役務に関するサービスについて、MNO と音声相互接続をする場合には MNO のカバーエリアと同様の範囲となるものと認識しております。

音声相互接続の実現手段（全国をカバーするための手段）に関しては、今後の議論や協議のなかで、NW 構成や設備面での対応項目等、個別具体的な対応方法が明らかになってくるものも存在すると考えます。当社は、イネイブラーやベンダーとの協議のなかで、自社のサービスにとって最適な構成となるように対応していく方針です。

HIS Mobile株式会社

別紙：海外等におけるサービス状況について

区分	#	ご提示したサービス例	海外の状況・弊社見解について	関連事業者具体例	参照リンク等
A：訪日旅行者・海外旅行者向けサービス	A-①	1つのSIMによる、国内外を問わず利用可能な音声通信サービスの実現が可能	構成員限り		
	A-②	音声ブレイドサービスの実現が可能			
	A-③	世界中いつでもどこでもサービス利用開始可能な音声通信サービスの実現が可能			
	A-④	ハウステンポス内の音声通信環境の充実化が可能			
B：訪日外国人（実習生・ビジネス渡航者）向けサービス	B-①	短期滞在者向けの音声通信サービスの充実化が可能			
	B-②	空港での本人確認・SIM受渡しを実施する仕組みの構築が可能			
	B-③	携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認によって、他の多種多様なサービスKYCで連携することが可能			
	B-④	訪日外国人の銀行契約・住宅契約の簡易化が可能			
C：先進技術・IoT関連サービス	C-①	音声通話の自動翻訳サービスの実現が可能			
	C-②	IoTデバイスからの音声発信を活用した仕組みの構築が可能			
	C-③	音声認識による装置等の遠隔操作の仕組みの構築が可能			

質問内容	回答
<p>①今回のヒアリングで説明があった、MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けることにより実現可能となる新たなサービスについて、諸外国で類似のサービスを提供している例はあるか。もしもない場合、今回実現するサービスは、我が国発のサービスとして、我が国の国際競争力強化に役立つと考えるか。</p>	<p>6/9の委員会でご説明させていただきましたとおり、CATVに音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定をいただくことで、CATVが構築した地域の無線インフラである「地域BWA」を用いて、自らのサービスエリア内では、安価に、かけ放題サービスやデータ通信サービスなどを提供することを検討しています。同様のサービスは、米国にもあると聞いています。具体的には、米国の各地方には、自らインフラを構築し、サービス提供を行っている規模の小さなMNO（携帯電話事業者）が多くなります。これらの事業者は、大手MNOとローミングを行うことで、全国で音声・データのサービス提供を行っており、CATVが目指す「第5のモバイルキャリア」に近い形と考えています。</p> <p>地域MNOが地域のニーズや実情に即した無線サービスを提供することで、地方における多様なサービスの市場形成や事業者の育成に繋がります。これにより、日本の国際競争力を支える技術者層の形成に繋がると考えます。</p>
<p>②音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けてサービスを提供する場合のサービスエリアはどうなるのか。全国をカバーできるのか。できるならば、どのような手段によってか。</p>	<p>サービスエリアについては、日本全国どこでもつながるサービスエリアを実現したいと考えています。実現方法としては、地域BWAの基地局が展開されているエリア（業界統一コアで接続されたCATVの地域BWAエリア）については、自らのインフラを用いてサービス提供を行うことで、地域BWAのエリア外については、MNO/MVNO事業者と相互接続等を行うことで、全国カバーを実現したいと考えています。</p>
<p>③業界統一コアで接続されている地域BWAがカバーするエリアは、どの程度の範囲か（人口カバー率、地域カバー率等）。</p>	<p>CATV業界が展開する地域BWAについて、一定以上の規模である20万以上の自治体について申し上げると131自治体のうち64自治体へ展開（申請中を含む）しており、カバー率としては48%となります。この数字は、CATVが展開している地域BWAのみのものであり、CATV以外が提供している地域BWAは含まれておりません。なお、CATV事業者が有線接続している自治体数は全国1,700自治体のうち約1,000自治体（総接続世帯数30百万世帯）となります。</p> <p>なお、番号需要見込みとして、6/9のヒアリングの際に「当初数万」という数字をお示しましたが、CATV業界としては、総接続世帯数3,000万世帯の一定割合、数十万～100万番号程度を利用することを想定しています。</p> <p>また、先般とりまとめた「2030ケーブルビジョン」において、2023年までを地域BWAの集中整備期間と掲げており、今後、導入済み自治体における更なるエリアの拡大、未導入自治体への積極的な展開について、業界を挙げて取り組む予定です。</p>

音声伝送携帯電話番号（090/080/070）の 指定の在り方等に対する追加質問回答

NTT
docomo

2021年6月18日

(1)

- MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受け、従来MNOがユーザーに提供していなかった機能・サービスをMVNOが提供することにより事業者間の競争が活性化することについて、どのように考えるか。

回答

- MVNOが、事業者の創意工夫によりユーザの利便性向上等の観点から多様なサービスを提供することは望ましいことであると考えます。

(2)

- MVNOが必要なコストを負担することを前提として、MVNOに対し、緊急通報を卸提供することは可能か。もし可能でない場合、その具体的な理由はなにか。

回答

- 緊急通報については、音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けた事業者が自ら提供すべきであると考えます。また、卸提供の実現可能性については、具体的な接続形態や接続方法等の要望を受けて検討すべきものであると考えます。

(3)

- MVNOが一部エリアで自ら緊急通報機関との接続を実施し、その他のエリアではMNOから緊急通報の卸提供を受け、緊急通報を実現する形態について、どう考えるか。

回答

- 緊急通報については、音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受けた事業者が自ら提供すべきであると考えます。また、卸提供の実現可能性については、具体的な接続形態や接続方法等の要望を受けて検討すべきものであると考えます。

(4)

- 例えば既存事業者に対しては10万番号単位の指定を継続し、新規事業者へは1万番号単位で指定する等、可変的な運用をすれば、既存のレコード数を増やす必要はないのではないか。このような運用について、問題や影響はあるか。

回答

- 現状の10万番号単位より少ない単位での指定に変更になった場合には、登録する番号のレコード数の増加に伴う設備容量の見直しや一部設備（10万番号単位で番号管理している設備等）の設備改修等の対応が必要となる可能性があります。
- 新規事業者へは1万番号単位で指定する等の運用をする場合は、必要な設備容量の見直しや設備改修等の対応が限定的になる可能性はあります。

質問内容	回答
<p>①MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受け、従来MNOがユーザーに提供していなかった機能・サービスをMVNOが提供することにより事業者間の競争が活性化することについて、どのように考えるか。</p>	<p>ご質問内容に記載されている「従来MNOがユーザーに提供していなかった機能・サービス」について具体的にどのようなものが想定することが困難です。一般論として、各社が創意工夫して多種多様な音声サービスを実現することは市場活性化に寄与するものと考えますが、そのために番号指定が必要であるかについては議論が必要と考えます。</p> <p>なお、MNOとMVNO含めた事業者間の公正な競争環境の促進とその担保の観点から、音声伝送携帯電話番号の指定にあたっては、音声電話携帯電話番号の機能や品質について利用者の混乱を招かないようにすべき点、ならびにMNOとMVNO間のイコールフットイングを確保するため現行の指定の条件を踏襲し、番号指定事業者間で指定の条件が異なることのないようにすることが原則と考えます。</p>
<p>②MVNOが必要なコストを負担することを前提として、MVNOに対し、緊急通報を卸提供することは可能か。もし可能でない場合、その具体的な理由はなにか。</p>	<p>緊急通報については、イコールフットイングの観点からMVNOが責任をもって実現されるべき機能であると考えます。</p> <p>MNOによる緊急通報の卸提供は技術的には不可能ではないものの、MNO側の音声コアシステムに大規模な改修が必要となることから、現実的な方法にはなり得ない可能性が高いと思われます。</p> <p>これは、MVNOの緊急通報呼をMNO側のIMSで処理する際、MNO IMSからMVNOのHSSへ登録や情報の取得が発生するためです（MVNOが、緊急通報以外の音声呼は自らの設備で処理することとし、MNOとMVNOとの接続を前回の番号政策委員会におけるテレサ協MVNO委員会様の②-1 S8HR・LBO方式で実現することを前提とする）。さらに、MNOのIMSから、MNOのHSSへのアクセスとMVNOのHSSのアクセスを振り分けるシステムが必要となり（MNPを勘案すると番号毎にMNPの情報を確認して振り分ける必要が生じると考えられます）、本処理は、単純に考えると、MVNOの緊急通報呼だけではなく、MNOのトラヒック全体に影響するため、全体アーキテクチャの最適化も必要になってくると想定されます。</p>

<p>③MVNOが一部エリアで自ら緊急通報機関との接続を実施し、その他のエリアではMNOから緊急通報の卸提供を受け、緊急通報を実現する形態について、どう考えるか。</p>	<p>緊急通報については、イコールフットイングの観点からMVNOが責任をもって実現されるべき機能であると考えます。</p> <p>技術的には、「その他のエリア」ではMNOによる緊急通報の提供として②と同様の課題があります。加えて、「一部エリア」と「その他のエリア」をまたがる緊急通報が発生した場合（車で移動等）、通話が一旦、切断され、再発呼が必要となる利用者の不便さは発生すると考えられます。</p>
<p>④例えば既存事業者に対しては10万番号単位の指定を継続し、新規事業者へは1万番号単位で指定する等、可変的な運用をすれば、既存のレコード数を増やす必要はないのではないか。このような運用について、問題や影響はあるか。</p>	<p>音声コア設備ならびに情報システムの一部において他社番号参照に関するシステム改修が発生する見込みです。</p> <p>一方、現状、10万番号にたいして1000番号がAAT接続試験用番号として割り当てることがTTC標準になっている認識ですが、1万番号単位で番号が指定される場合、TTC標準の更新等の措置が必要となると考えられます。</p>

第27回電気通信番号政策委員会 追加質問回答

ソフトバンク株式会社

質問内容	回答
<p>①MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受け、従来MNOがユーザーに提供していなかった機能・サービスをMVNOが提供することにより事業者間の競争が活性化することについて、どのように考えるか。</p>	<p>MVNOにおいても、重要通信の取り扱いや番号ポータビリティ等MNOと同等の義務を負い、また適切な費用を負担した上で、事業者間競争することが前提と考えます。</p>
<p>②MVNOが必要なコストを負担することを前提として、MVNOに対し、緊急通報を卸提供することは可能か。もし可能でない場合、その具体的な理由はなにか。</p>	<p>緊急通報を卸提供することは可能ですが、位置情報測位について、動作保証ができない、新たなプロファイルのダウンロードが必要等、コスト負担以外にも整理すべき課題等が想定されます。</p>
<p>③MVNOが一部エリアで自ら緊急通報機関との接続を実施し、その他のエリアではMNOから緊急通報の卸提供を受け、緊急通報を実現する形態について、どう考えるか。</p>	<p>現状の弊社交換設備では、エリア単位で接続と卸を制御することは困難です。</p>
<p>④例えば既存事業者に対しては10万番号単位の指定を継続し、新規事業者へは1万番号単位で指定する等、可変的な運用をすれば、既存のレコード数を増やす必要はないのではないか。このような運用について、問題や影響はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「既存事業者に対しては10万番号単位の指定を継続し、新規事業者へは1万番号単位で指定する等、可変的な運用」のほうが比較的影響は少ないと考えられます。 ・なお、PHSは2024年にサービス終了なもののサービス終了までに改修が完了しないため、PHSから該当のCDEF宛での発信は不要とする必要があります。

質問内容	当社回答
<p>①MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受け、従来MNOがユーザーに提供していなかった機能・サービスをMVNOが提供することにより事業者間の競争が活性化することについて、どのように考えるか。</p>	<p>MVNOが音声伝送携帯電話番号（070番号等）の指定を受け、従来MNOがユーザーに提供していなかった機能・サービスをMVNOが提供することにあたっては、事業者間の競争の活性化も含め、通常の新規事業者参入時の同様の影響があると考えます。加えて、MVNOが緊急通報機関との接続等、電気通信番号の使用に関する条件等を満たすことが必要だと考えます。</p>
<p>②MVNOが必要なコストを負担することを前提として、MVNOに対し、緊急通報を卸提供することは可能か。もし可能でない場合、その具体的な理由はなにか。</p>	<p>前回会合においては、MVNOはいずれも緊急通報を自ら提供する前提であったと思います。よって、原則緊急通報含めた電気通信番号の使用に関する条件はいずれもMVNOへ適用すべきだと考えます。その上で、MVNOより緊急通報の卸提供等の具体的な要望があれば、真摯な対応をいたします。さらに、緊急通報機関との通信のようなミッションクリティカルな場合における運用面について、事業者間の責任分界等が曖昧・困難になる等のリスクがありえるため、緊急通報機関を交えた慎重な議論・検討が必要だと考えます。</p>
<p>③MVNOが一部エリアで自ら緊急通報機関との接続を実施し、その他のエリアではMNOから緊急通報の卸提供を受け、緊急通報を実現する形態について、どう考えるか。</p>	<p>上記回答を前提としての回答となりますが、エリア境界での緊急通報機関への影響についての深掘りが必須だと考えます。特に、緊急通報機関との通信のようなミッションクリティカルな場合における運用面について、事業者間の責任分界等が曖昧・困難になる等のリスクがありえるため、緊急通報機関を交えた慎重な議論・検討が必要だと考えます。</p>
<p>④例えば既存事業者に対しては10万番号単位の指定を継続し、新規事業者へは1万番号単位で指定する等、可変的な運用をすれば、既存のレコード数を増やす必要はないのではないか。このような運用について、問題や影響はあるか。</p>	<p>本運用面に係る問題や影響については現時点ではその規模や範囲が不明瞭であるため、具体的な運用イメージ等をもとに精査する必要があると考えます。また、番号増設作業等にかかる様々なリードタイムについても短縮に向けた検討等が必要と考えます。</p>

第27回電気通信番号政策委員会 追加質問回答

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

質問内容	回答
<p>①例えば既存事業者に対しては10万番号単位の指定を継続し、新規事業者へは1万番号単位で指定する等、可変的な運用をすれば、既存のレコード数を増やす必要はないのではないか。このような運用について、問題や影響はあるか。</p>	<p>既存の事業者に対して10万番号単位の指定を継続すれば、指定済みの番号に対してレコード数を増やす必要はございません。ただし、指定番号単位の混在化により、「0A0-xxx」迄の番号で番号指定事業者を特定できたところが、今後は「0A0-xxxx」迄の番号迄確認する必要がでてくることから、既存事業者によってはルーチング設定の変更等、影響が出ると想定されます。</p>